

# 令和8年度荒川区 臨時的任用職員・育児休業代替任期付職員 採用選考募集案内【事務、福祉(児童指導)】

令和8年5月29日  
荒川区

この採用選考は、本区の臨時的任用職員及び育児休業代替任期付職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

本採用選考は、臨時的任用職員と育児休業代替任期付職員を併願することができます。

## 1 選考の種類

### (1) 臨時的任用職員

地方公務員法第22条の3第1項の規定に基づき、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

### (2) 育児休業代替任期付職員

「地方公務員の育児休業等に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

なお、勤務条件(勤務時間、休暇、服务等)については、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員とほぼ同様のものです。

## 2 採用予定の職種、人数、任期等

### (1) 職種、採用予定数等

職種	採用区分	選考	採用予定数	主な勤務先
事務	Ⅰ類	臨時的任用職員	各回10名程度	区役所本庁舎等
		育児休業代替任期付職員	各回10名程度	区役所本庁舎等
福祉(児童指導)	Ⅱ類	臨時的任用職員	各回若干名	子ども家庭総合センター
		育児休業代替任期付職員	各回若干名	子ども家庭総合センター

※勤務場所はいずれも敷地内禁煙です。

### (2) 採用予定時期、選考日程、受験資格(臨時的任用職員、育児休業代替任期付職員共通)

#### 【事務】

採用予定時期	選考日程 (応募状況により、別日に実施する可能性があります。)	受験資格(いずれかに該当する方)	
		日本国籍を有し、下記年月日までに生まれた方	日本国籍を有し、下記年月日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方又はそれと同等の資格がある

			と認められる方
令和 8 年 9 月 1 日以降	令和 8 年 7 月 20 日（月）	平成 16 年 9 月 1 日	平成 16 年 9 月 2 日
令和 8 年 12 月 1 日以降	令和 8 年 10 月 18 日（日）	平成 16 年 12 月 1 日	平成 16 年 12 月 2 日
令和 9 年 2 月 1 日以降	令和 8 年 12 月 20 日（日）	平成 17 年 2 月 1 日	平成 17 年 2 月 2 日

【福祉（児童指導）】

採用予定時期	選考日程 〔応募状況により、別日に実施する可能性があります。〕	受験資格（いずれも満たす方）	
		下記年月日までに生まれた方	国籍を問わず（※1）、下記年月日までに児童指導員の資格を有している方（※2）
令和 8 年 9 月 1 日以降	令和 8 年 7 月 20 日（月）	平成 18 年 9 月 1 日	令和 8 年 8 月 31 日
令和 8 年 12 月 1 日以降	令和 8 年 10 月 18 日（日）	平成 18 年 12 月 1 日	令和 8 年 11 月 30 日
令和 9 年 2 月 1 日以降	令和 8 年 12 月 20 日（日）	平成 19 年 2 月 1 日	令和 9 年 1 月 31 日

注）ただし、地方公務員法で選考を受けることができないとされる方（選考申込書裏面参照）及び現在、荒川区の常勤職員（教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員（※3）を除く）は受験できません。

※1 受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

※2 記載年月日までに資格を取得する見込みの方を含みます。なお、採用日までに資格取得しなかった場合、採用いたしません。

※3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定により採用される任期付職員をいいます。

(3) 任期

臨時的任用職員	6か月以内 (上記から6か月を超えない範囲で1回のみ更新の場合があります)
育児休業代替任期付職員	概ね6か月以上3年未満 (代替する職員の育児休業請求期間に応じて設定されます)

※両選考を併願し合格された方は、職員の妊娠出産休暇の期間については臨時的任用職員と

して、その後、育児休業期間については育児休業代替任期付職員として、引き続き任用される場合があります。

### 3 合格者の取扱い

(1) 合格者は採用候補者となり、職員の育児休業の取得状況に応じて採用します。取得状況によっては、採用されない場合があります。職員が育児休業の取得期間を延長した場合、任期を延長することがあります。

(2) 福祉（児童指導）へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用しない場合があります。

### 4 選考方法等（臨時的任用職員、育児休業代替任期付職員共通）

方 法	筆記試験（課題式作文<800字程度>・1時間）及び面接（個別面接）
会 場	荒川区内の施設
結果発表	各選考実施日の1週間後頃 合否にかかわらず、受験者全員に通知します。

※会場、集合時間等については、受験票交付時に通知します。

※面接開始時刻は受験者によって異なりますので、お待ちいただく場合があります。

### 5 申込手続（臨時的任用職員、育児休業代替任期付職員共通）※併願可

#### (1) 申込先、申込方法

申 込 先	〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3 荒川区総務部職員課人事係（荒川区役所4階） TEL 03（3802）3111 内線2229
申込方法	所定の「選考申込書」にて、持参又は郵送により申込を行ってください。 ※郵送の場合は、封筒表面に「選考申込書在中」と朱書き、 <u>簡易書留により</u> 郵送してください。 なお、簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。

#### (2) 申込期間

令和8年12月7日（月）まで常時募集しております。

選考日程	申込期間
令和8年7月20日（月）	令和8年6月9日（火）から令和8年7月6日（月）まで
令和8年10月18日（日）	令和8年8月4日（火）から令和8年10月5日（月）まで
令和8年12月20日（日）	令和8年10月6日（火）から令和8年12月7日（月）まで

【持参の場合】土・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

【郵送の場合】**締切日必着**

※受験票は申込締切後、応募時に指定のあったメールアドレス宛てにメールにて交付します。  
各選考実施日の3日前までに受験票が届かない場合は、上記申込先に連絡してください。

6 勤務条件（臨時的任用職員、育児休業代替任期付職員共通）

(1) 初任給

職種	月額
事務	約 278,400 円
福祉（児童指導）	約 255,600 円

※上記金額は地域手当（20%）を含みます。また、職務経験等がある場合は、一定の基準により加算される場合があります。

※この初任給のほか、条例等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

※採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その額によります。

(2) 勤務日及び勤務時間

勤務場所	勤務日	勤務時間
区役所本庁舎等	原則として 月曜日～金曜日	1日7時間45分、週平均38時間45分
子ども家庭総合 センター	4週8休制で、1日7時間45分、週平均38時間45分 （夜勤の場合は、明けの日と合わせて15時間30分） ※夜勤交代制勤務があります。 ※祝日及び年末に勤務日が割り振られる場合があります。	

※職場により異なる場合があります。

(3) 休暇等

臨時的任用職員	年次有給休暇は任期に応じて付与されます。
育児休業代替任期付職員	年次有給休暇は採用月に応じて年度で付与されます。
臨時的任用職員 育児休業代替任期付職員 【共通】	年次有給休暇のほか、夏季休暇、慶弔休暇等が設けられています。ただし、育児休業及び育児短時間勤務は請求することができません。

(4) 社会保険等

東京都職員共済組合等に加入します。

7 条件付採用期間（育児休業代替任期付職員のみ）

任期に関わらず、採用後6か月間は条件付採用期間であり、この期間に職務を良好な成績で遂行したときに初めて育児休業代替任期付職員として正式採用となります。

申込時に提出された書類については返却いたしません。

なお、個人情報については「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、本採用選考の実施に関する目的でのみ使用します。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

受付年月日	受験番号
※ 年 月 日	※

令和8年度荒川区 臨時的任用職員及び育児休業代替任期付職員 採用選考申込書

希望する 選考区分 に○	選考区分 ※併願は両方に○	
	事務	臨時的任用職員 ・ 育休代替任期付職員
	児童指導	臨時的任用職員 ・ 育休代替任期付職員

写 真  
 最近3ヵ月以内に撮影したもの  
 裏面に氏名を記入すること  
 (4×3cm程度)

ふりがな	-----		
氏 名	-----		
生年月日	昭和 平成	年 月 日	歳 (年齢は採用予定日現在で記入)
ふりがな	-----		
現住所	〒		
電話番号1		電話番号2	
メールアドレス			
ふりがな	-----		
連絡先 (郵送先)	〒		

学 歴	義務教育終了後の学歴を記入してください。	
	最終学歴 (又は在学校)	年 月から 年 月まで ____ 年在学・卒業見込・卒業・中退
	その前	年 月から 年 月まで 卒業・中退

職 歴	在職期間	勤務先名	職務内容
	新 ↓ 旧	年 月 日から 年 月 日まで	正規・任期付・非常勤・臨時
	年 月 日から 年 月 日まで	正規・任期付・非常勤・臨時	
	年 月 日から 年 月 日まで	正規・任期付・非常勤・臨時	

資 格 条 件	名称	取得年月日	取扱機関
	児童指導 資格	年 月 日取得・見込	養成校・資格試験

私は、令和8年度における本職員採用選考を受験したいので申し込みます。  
 なお、私は地方公務員法で選考を受けることができないとされる者に該当していないこと、および福祉（児童指導）の受験にあたっては、特定性犯罪の前科がないことを誓います。  
 また、この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。

年 月 日  
 申込者氏名（自署） \_\_\_\_\_

## 記入上の注意事項

- 1 申込書は、黒のボールペンで、記入もれや間違いのないよう丁寧に記入してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。
- 3 年齢は、**採用予定日現在**で記入してください。
- 4 現住所・郵送先
  - ・連絡先は、確実に連絡がとれるよう、電話番号を2ヶ所記入してください。（携帯電話や実家等で伝言を依頼できるところを含む。）
  - ・連絡先（郵送先）欄には結果通知等を現住所以外へ希望する人のみ記入してください。
- 5 職歴
  - 上から新しいものを順次記入してください。
- 6 郵送により受験の申込をする場合は、封筒表面に「採用選考申込書在中」と朱書きし、**簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。**

（参考）

### —地方公務員法第16条（欠格条項）—

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

（参考）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百

四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部

を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

採用選考申込書については返却いたしません。

なお、個人情報については「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、本採用選考の実施に関する目的でのみ使用します。また、規定の保存年限経過後には廃棄します。